令和3年塩尻市議会6月定例会 社会文教常任委員会会議録

〇日 時 令和3年6月17日(木) 午前10時00分

〇場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第4号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第5号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

議案第6号 教育委員会委員の任命について

○出席委員・議員

委員長	小澤	彰一	君	副委員長	樋口	千代子	君
委員	平間	正治	君	委員	西條	富雄	君
委員	金子	勝寿	君	委員	山口	恵子	君
委員	古畑	秀夫	君	委員	永田	公由	君
議長	牧野	直樹	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長 小松 秀典 君 事務局次長 小澤 秀美 君

事務局係長 酒井 千鶴子 君

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから6月定例会社会文教常任委員会を開会します。本日の委員会は、 委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございます。御提案を申し上げてございます各議案 につきまして、よろしく御審査をお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。それでは、本日の日程を申し上げます。当常任委員会に付託された議案は、 別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について副委員長から説明いたします。

○副委員長 本日は、各議案の審査を行います。なお、視察及び協議会はありませんので、よろしくお願いいた します。

○委員長 ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言と し、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイク を通していただきますようお願いいたします。

議案第4号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第4号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、私から議案第4号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。 議案関係資料の12ページをお願いいたします。

まず、1提案理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要につきましては、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収について、地方公共団体情報システム機構から委託を受けて行うこととされたため、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削るものとなります。 改正の内容は、新旧対照表により説明いたしますので、13ページをお願いいたします。各種証明書等の手数料の金額を定めました別表第1のうち、個人番号カードの再交付に係る規定を削るものとなります。

ここで1点補足させていただきます。現在、紛失等による個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードですが、再発行に係る手数料は、市区町村が条例の規定に基づき徴収することとされております。このたびの法改正により、マイナンバー関連業務を行うために、平成26年から地方公共団体の共同法人として設置されております地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードの再発行手数料の徴収主体となることにより、改正をするものとなります。この法改正につきましては、地方公共団体情報システム機構の運営に国が積極的に関わることとなるなどの運営体制の見直しと併せて行われる、関係事務の見直しの一環とされております。なお、条例の改正後も市による再発行の事務及び手数料の徴収につきましては、これまで同様に継続することとなります。

12ページにお戻りをいただきまして、4条例の施行等ですが、本条例は令和3年9月1日から施行するものとなります。私からの説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○永田公由委員 1点、地方公共団体情報システム機構から委託を受けて、市が市民の方から再発行の交付手数料として800円をもらうというということに変わるということで条例は削る、それは分かるけども、この委託を受けてやるということについて、この機構から市へいわゆる手数料なり委託費なりは来るわけですか。

〇市民課長 委託費につきましては、国の補助金がございまして、そちらから事務全般に係る補助金は交付がされます。

○永田公由委員 特別にこれについては来ないということですか。

- **○市民課長** こちらにつきましては、来ないことになります。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- ○西條富雄委員 今の確認です。カード再交付手数料が800円で、電子証明書発行手数料200円、そのうちの800円がなくなるという解釈でいいですか。200円は残ると。
- ○市民課長 マイナンバーカードの再発行につきましては、委員おっしゃるとおり、200 円の電子証明書の交付 手数料とマイナンバーカード自体の発行手数料 800 円、通常ですと 1,000 円という形になります。現状でも 200 円につきましては、条例規定ではなくて、一旦預り金として領収したものを地方公共団体情報システム機構へ納付するという仕組みを取っておりますので、その点につきましては同じ扱いになります。
- **○古畑秀夫委員** 結局、市民からは同じく 1,000 円は頂くということでいいわけですか。何かごちゃごちゃ話しても、分かりにくいけれど。
- ○市民課長 おっしゃるとおりでして、徴収手数料の根拠が地方公共団体情報システム機構へ移管されるわけですが、市民の皆様方からは、預り金として市が徴収して領収書を発行いたしまして、地方公共団体情報システム機構へ納付するという仕組みになります。
- 〇山口恵子委員 今の関連ですけれど、これまで市で再発行された件数は年間どのくらいあるのか、一旦預り金として預かった800円を月ごとに地方公共団体情報システム機構にやるのか、納付された金額の手続についてお聞きします。
- **〇市民課長** まず再発行の件数ですが、直近、令和2年度におきましては 54 件となります。参考までに、令和元年度は 33 件といった状況でございます。あと預り金としての納付につきましては、年間プールしたものを地方公共団体情報システム機構へ納付する仕組みとなります。
- ○委員長 山口委員、結構ですか。ほかにございますか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないので、採決を行います。議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**委員長** 異議なしと認め、議案第4号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第5号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。 ○福祉課長 それでは、議案第5号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について説明申し上げま す。議案関係資料14ページをお願いいたします。

まず、1番の提案理由ですが、福祉医療制度の見直しなどに伴い、必要な改正をするものでございます。

2番の概要ですが、1点目としましては、出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の柔道整復施術療養費について、現物給付方式の対象とするものであります。これは、中学校卒業までのお子さんへの給付について、柔道整復施術療養費及び県外診療などを除いては、医療機関窓口でレセプト分500円を上限に支払う現物給付方式となっていました。今回、県と国保連合会との調整により、柔道整復についても現物給付方式による対応が可能となったため、改正を行うものであります。

2点目としましては、保健医療機関等での被保険者等の資格確認の方法について、個人番号カードによる電子 資格確認を加えるものであります。これは令和2年10月から、医療機関窓口での被保険者資格の確認において、 マイナンバーカードによる電子資格確認が可能になったことから、関連する規定を改正するものであります。

3番の条例の新旧対照表でございますが、15ページからを御覧ください。第8条及び第10条第3項につきましては、電子資格確認に関わる規定の整理を行うものであります。なお、改正案の電子資格確認等には、従来の被保険者証の提示による資格確認も含まれております。こちらの改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

次に、現物給付について規定した第9条第2項の規定から、柔道整復に係る療養の給付等に係るものを除くと した規定を削除するものであります。施行につきましては、補正予算によりシステムの改修を行い、令和3年8 月1日から施行するものでございます。説明は以上となります。

- ○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- ○西條富雄委員 この対象、柔道整復施術療養費について、なぜそのような柔道整復施術療養費が加わったのかということの質問をします。整体師が直接請求できるというシステムの制度がある中で、不正が結構あったから、これをもっと明らかにするためにこの制度を設けたのか。その辺の経緯を教えてください。
- ○福祉課長 今まで現物給付につきましては、柔道整復療養費及びはり、きゅう、マッサージ等は除いているということで、現物給付ではなくて自動給付方式、窓口で自己負担分をお支払いいただいた後で、500 円を除いた額をお返しするという償還払いを行っていたものについて、柔道整復師についてのみ、8月から現物給付方式に替わるということです。現物給付方式につきまして今説明しましたように、窓口で患者が500 円を負担していただくのみでいいということになるのですけれど、これにつきましては、特に不正受給ということでは聞いておりません。詳しい理由は分かりませんが、一応国保連との調整が整ったということで、このように改正を行わせていただくということでございます。
- ○西條富雄委員 少し調べたら、北海道で平成28年に45万7,766件、19億750万円医療費にかかっている。やはりこの辺で、窓口が大変あるいは負担する方も大変だからということで、簡素化を狙ったことなのかという理解はいいでしょうか。
- ○福祉課長 そのように、個人の負担を軽減するために変わっていると思っております。
- ○委員長 ほかにありませんか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないので、採決を行います。議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第6号 教育委員会委員の任命について

- ○委員長 議案第6号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。
- ○教育総務課長 それでは、議案第6号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。議案関係資料は、 17ページになります。

提案理由につきましては、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。委員4人のうち、嶋﨑栄子氏が令和3年6月30日に任期満了となることに伴い、徳武あゆ子氏を適任者と認め、任命しようとするものです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定によりまして、委員のうちに保護者である者を含まれるようにしなければならないこととされておりますので、任期中に小中学校の保護者であること、また委員の地域バランスを考慮する中で、今回宗賀地区から選任したものです。なお教育委員の任期につきましては、4年間となります。略歴書につきましては18ページに記載がありますので、御確認ください。説明は以上でございます。

- **○委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- 〇山口恵子委員 直接この方がどうということではなくて、教育委員会の活動として、コロナ禍の中で様々な感染対策や、教育委員会活動にどのような影響があったのかお聞きしたいと思います。例えば会議が増えたとか、学校へ出向いての視察の活動が妨げられたとか、いろいろな調整が必要で大変だったかと思いますけれど、その辺の活動の状況についてお聞きしたいと思います。
- ○教育総務課長 教育委員の活動につきましては、毎月1回の定例教育委員会があります。こちらにつきましては、机の間隔を空けるなどによって、通常どおり運営をしてきたところです。それ以外の外部における活動としまして、小中学校、保育園等の訪問、それから行事への参加、こういったものについてはかなり縮小させていただいたり、中止させていただいたということがあります。また、教育委員の研修視察につきましても、通常1泊で研修視察がありますが、昨年につきましては市内の教育施設を視察させていただくということで方法を変えさせていたところでございます。
- ○委員長いいですか。ほかにありますか。
- ○平間正治委員 この方の選任に関して、全く反対するものではありませんので、それを前提にお聞きします。 理由については保護者の中から選ばなければならないということで、その範疇からということだと思います。経 過について、地域バランスというのも一つの経過になるのかもしれませんが、そうではなくて、この地域の中で、 単数であったのか複数候補者いらっしゃったのか、その点についてお聞きします。
- **○教育総務課長** 今回、地域は宗賀地域ということで、こちらから指定をさせていただく中で、地域のほうから の推薦をいただいたという中では、複数ではなくこの方1名という中で決定させていただいております。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないので、採決を行います。議案第6号については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第6号教育委員会委員の任命については、全員一致をもって同意するものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査を終了します。なお、当委員会の審査結果報告及び 委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいが御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者側から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、全ての議案に対しまして、御承認をいただきました。大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして6月定例会、社会文教常任委員会を閉会といたします。 お疲れ様でした。

午前10時19分 閉会

令和3年6月17日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 小澤 彰一 印